

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【公開番号】特開2003-230668(P2003-230668A)

【公開日】平成15年8月19日(2003.8.19)

【出願番号】特願2002-32809(P2002-32809)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月26日(2006.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 弾球遊技機の本体枠と、この本体枠に着脱自在に固定される遊技盤と、これら本体枠と遊技盤に設けられて弾球遊技機を制御する各種制御装置と、本体枠に設けられて各種制御装置を駆動するために必要な電源電圧を生成する電源装置と、この電源装置と接続されて各種制御装置へ必要な電源電圧を分配する分電基板とを備えた遊技機であって、

本体枠の各種制御装置は、払出制御装置と発射制御装置とを含み、

遊技盤の各種制御装置は、主制御装置、ランプ制御装置、音声制御装置、および図柄制御装置を含み、ランプ制御装置、音声制御装置、および図柄制御装置を同一の基板に配設し、

分電基板は、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とを含み、この第2の分電基板を遊技盤の主制御装置とは別に構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】 弾球遊技機の本体枠と、この本体枠に着脱自在に固定される遊技盤と、これら本体枠と遊技盤に設けられて弾球遊技機を制御する各種制御装置と、本体枠に設けられて各種制御装置を駆動するために必要な電源電圧を生成する電源装置と、この電源装置と接続されて各種制御装置へ必要な電源電圧を分配する分電基板とを備えた遊技機であって、

本体枠の各種制御装置は、払出制御装置と発射制御装置とを含み、

遊技盤の各種制御装置は、主制御装置、ランプ制御装置、および音声制御装置を含み、ランプ制御装置と音声制御装置を同一の基板に配設し、

分電基板は、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とを含み、この第2の分電基板を遊技盤の主制御装置とは別に構成したことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

本発明においては上記課題を達成するため、弾球遊技機の本体枠と、この本体枠に着脱自在に固定される遊技盤と、これら本体枠と遊技盤に設けられて弾球遊技機を制御する各種制御装置と、本体枠に設けられて各種制御装置を駆動するために必要な電源電圧を生成する電源装置と、この電源装置と接続されて各種制御装置へ必要な電源電圧を分配する分電基板とを備えたものであって、

本体枠の各種制御装置は、払出制御装置と発射制御装置とを含み、

遊技盤の各種制御装置は、主制御装置、ランプ制御装置、音声制御装置、および図柄制御装置を含み、ランプ制御装置、音声制御装置、および図柄制御装置を同一の基板に配設し、

分電基板は、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とを含み、この第2の分電基板を遊技盤の主制御装置とは別に構成したことを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、分電基板が、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とに分割されているので、遊技盤に設けられている各種制御装置において、必要な電源電圧が異なるような変更が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、遊技盤に設けられている第2の分電基板の変更のみで足りて本体枠の変更を不必要とすることができます（本体枠の共通化が図れる）。また、遊技盤を交換するとき、電源ケーブルについては、第1の分電基板と第2の分電基板とを接続する1本の電源ケーブルのみ取り外せば足り、容易に交換することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明においては上記課題を達成するため、弾球遊技機の本体枠と、この本体枠に着脱自在に固定される遊技盤と、これら本体枠と遊技盤に設けられて弾球遊技機を制御する各種制御装置と、本体枠に設けられて各種制御装置を駆動するために必要な電源電圧を生成する電源装置と、この電源装置と接続されて各種制御装置へ必要な電源電圧を分配する分電基板とを備えたものであって、

本体枠の各種制御装置は、払出制御装置と発射制御装置とを含み、

遊技盤の各種制御装置は、主制御装置、ランプ制御装置、および音声制御装置を含み、ランプ制御装置と音声制御装置を同一の基板に配設し、

分電基板は、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一

の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とを含み、この第2の分電基板を遊技盤の主制御装置とは別に構成したことを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

【発明の効果】

以上のように本発明によれば、分電基板を、本体枠に設けられて別体の電源装置と接続され、本体枠の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第1の分電基板と、遊技盤に設けられて第1の分電基板と単一の電源ケーブルにより着脱自在に接続され、遊技盤の各種制御装置に必要な電源電圧を分配する第2の分電基板とに分割し、第2の分電基板を遊技盤の主制御装置とは別に構成するので、遊技盤に設けられている各種制御装置において、必要な電源電圧が異なるような変更が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、遊技盤に設けられている第2の分電基板の変更のみで足りて本体枠の変更を不必要とすることができる（本体枠の共通化が図れる）とともに、遊技盤を交換するとき電源ケーブルについては、第1の分電基板と第2の分電基板とを接続する1本の電源ケーブルのみ取り外せば足りて交換を容易とすることができます。

また、遊技盤に設けられている各種制御装置に主制御装置、ランプ制御装置、音声制御装置および図柄制御装置を含む遊技機（例えば、第1種特別電動役物を有する弾球遊技機）において、遊技盤に設けられている各種制御装置に関し、必要な電源電圧が異なるような変更（例えば、第1種特別電動役物を有する弾球遊技機から第2種または第3種特別電動役物を有する弾球遊技機への変更）が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、本体枠の変更を不必要とするとともに、遊技盤の容易な交換を実現することができる効果がある。

また、ランプ制御装置、音声制御装置および図柄制御装置が同一の基板に構成されている場合に、遊技盤に設けられている各種制御装置において、必要な電源電圧が異なるような変更が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、本体枠の変更を不必要とするとともに、遊技盤の交換を容易とすることが可能になる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

また、遊技盤に設けられている各種制御装置に主制御装置、ランプ制御装置および音声制御装置を含む遊技機（例えば、第2種特別電動役物を有する弾球遊技機）において、遊技盤に設けられている各種制御装置に関し、必要な電源電圧が異なるような変更（例えば、第2種特別電動役物を有する弾球遊技機から第1種または第3種特別電動役物を有する弾球遊技機への変更）が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、本体枠の変更を不必要とするとともに、遊技盤の交換を容易にすることが可能になる。

さらに、ランプ制御装置および音声制御装置が同一の基板に構成されている場合に、遊技盤に設けられている各種制御装置において必要な電源電圧が異なるような変更が生じて遊技盤の交換が必要となったとき、本体枠の変更を不必要とするとともに、遊技盤の交換を容易にできるという効果がある。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】削除

【補正の内容】